

第 244 回 山形県建築審査会 議事録

日 時：令和 2 年 7 月 27 日（月）

場 所：県庁 701 会議室

【午後 2 時 00 分 開会】

出 席 佐藤委員、吉原委員、粕谷委員、齊藤委員、鎌水委員、鈴木委員

欠 席 松山委員

事務局 建築住宅課：櫻井、佐藤、鈴木、氏家、本間、石川、加藤

都市計画課：村山

（建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介を行った。続いて事務局より審査会成立の報告があった。）

佐藤会長

議事録署名人を「吉原委員」と「鎌水委員」に依頼します。

議第 1 号「建築基準法第 48 条第 10 項ただし書きの規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

（建築基準法第 48 条第 10 項ただし書きの規定による許可について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

粕谷委員

引火性溶剤は保管なしと説明がありましたが、機器には注入されると思います。保管のある・ないについては、どのような考え方となっていますか。

事務局

引火性溶剤の保管のある・ないについては、機器内に注入されているもの以外に建物内に保管されるかにより判断されます。現在使用している機器については、溶剤を注入できる量が少なく、建物内に溶剤を保管して作業の都度毎に注入する必要がありましたが、今回買い替えを行う機器は溶剤タンク容量が 180L と大容量のもので、年に 1・2 回の注入で済みます。従って、保管はありません。また、注入の際には専門の業者が直接機器へ注入することとなり、安全性も確保されます。

佐藤会長

他に意見はございますか。

鎌水委員

意見を聴取する利害関係者 40 名というのは、ご近所の方ということですか。

事務局

許可に係る建築物の敷地の外周およそ 50m の範囲内に土地・建物を所有する者が利害関係者となります。

鎌水委員

機器の中に入る溶剤は可燃性の溶剤ですか。

事務局

そのとおりです。

鎌水委員

可燃性の溶剤が機器の中に入っていることに変わりはないと思いますが、消防の観点上、問題ありませんか。

鈴木委員

溶剤は第二石油類、第三石油類のどちらかになるかと思いますが、今回は第二石油類かと思います。第二石油類の場合は指定数量が 1000L 以上、火災予防条例で 1000L の 5 分の 1 以上、200L 以上の場合が届出の条件になります。機器の溶剤タンク量が 180L のため、条例の規制のかからない量となります。

佐藤会長

意見も出尽くしたようですので、議第 1 号について審査会として同意することでしょうか。

異議がないようですので、議第 1 号については同意することといたします。

佐藤会長

次に、議第 2 号「建築基準法第 43 条第 2 項二号の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第 43 条第 2 項第二号の規定による許可の包括同意に係る報告案件 3 件について説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐藤会長

次に、議第 3 号「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可の包括同意に係る報告案件 1 件について説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ないようですので、県から提出されました議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

事務局

ありがとうございました。

事務局からは以上ですが、皆様から他に何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第 244 回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午後 2 時 3 0 分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
